

公衆浴場設備改善事業補助金について

1 目的

いわゆる銭湯（公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められるもの）の設備改善及びバリアフリー化に係る経費を補助することにより、経営を支援する。

2 補助対象者

京都府内で、浴場業（公衆浴場法第1条第2項）の許可を受けて、いわゆる銭湯（公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められるもの）を現に営む者

3 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、当年4月1日以降に着手し、翌年3月31日までに完了する事業

4 補助対象事業

① 浴場業用設備改善事業

公衆浴場の営業のため必要な浴場施設整備の補修、更新等で、100万円以上の経費を必要とするもの。

② 浴場業用設備バリアフリー化事業

高齢者、子育て世代、外国人観光客等の公衆浴場利用促進のために行う浴場施設のバリアフリー化で、20万円以上100万円以下の経費を必要とするもの。

【対象外】

- ・同一事業について、国や府等の他の補助金を受けている場合、又は受けることが決まっている場合（ただし、京都市ほか府内市町村の補助金は除く。）

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費

ただし、補助対象金額については、消費税及び地方消費税の課税業者は、税抜き金額、免税業者は税込み金額

【対象経費に含まれるもの（例）】

① 浴場業用設備改善事業

- ・浴場施設及び付属設備（電気・ガス・給排水設備）の修繕や浴場営業に不可欠な備品購入費（更新に伴う処分費も含む）

② 浴場業用設備バリアフリー化事業

- ・浴場施設のバリアフリー化に要する経費で次に掲げるもの
 - 1) 通路又は出入口の幅拡張
 - 2) 洋式便器への取替

- 3) 浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路への手すりの設置
- 4) 浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路の段差解消（ノンステップ化・スロープ化）
- 5) 浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路の床を滑りにくくする（ノンスリップ化）
- 6) 出入口の戸の引戸化・折戸化

【対象経費に含まれないもの（例）】

- ・浴場設備以外の建物本体の修繕（外壁や屋根の修復）
- ・浴場業に必要な消耗品購入費
- ・入浴料金以外の利用料を徴収する、浴場設備の付加サービス（マッサージチェア等）に使用する備品購入費等
- ・駐車場用の土地購入費
- ・労務費、借入れに伴う支払利息、公租公課、建物の登記費用、官公署に支払う手数料等

6 補助率及び補助金額

- ① 浴場業用設備改善事業
 - ・補助率：補助対象経費の15%
 - ・補助金額（1浴場あたり）：15万円以上150万円以内
- ② 浴場業用設備バリアフリー化事業
 - ・補助率：補助対象経費の50%（2分の1）
 - ・補助金額（1浴場あたり）：10万円以上50万円以下

7 申請手続等

（1）受付期間

4月頃（年度ごとに決定）

※補助金は、予算額の範囲内で交付されるため、予算額を超えたときには募集を終了する。

（2）申請の受付

申請書は、京都府文化生活部生活衛生課に提出する。

(3) 提出書類

次の書類を1部提出

- ・申請書（第2号様式）
- ・工事概要書（仕様書及び図面）
- ・積算見積書
- ・誓約書（補助金等の交付に関する規則第5条第3項第2号）
- ・浴場営業許可証の写し（もしくは公衆浴場営業許可証明書）
- ・消費税及び地方消費税に係る免税業者申立書

(4) 結果通知（交付決定）

結果については、申請者あて文書により通知する。

(5) 事業の実施

交付決定後、事業を実施。

(6) 事業の事前着手

交付決定前に、事業を実施するときは、事前着手届（第1号様式）を提出する。なお、この場合の事前着手日は交付申請書の提出日以降でなければならない。

(7) 事業の変更

交付決定を受けた後、事業の変更が必要になったときは、変更承認申請を行い、事前に承認を受ける。

【提出書類】

- ・事業変更承認申請書（第3号様式）
- ・事業変更の内容が確認できる書類（仕様書、見積書）

(8) 事業の廃止又は中止

交付決定を受けた事業について、事業の完了前に廃止又は中止するときは、廃止（中止）承認申請を行い、事前に承認を受ける。

【提出書類】

- ・事業中止承認申請書（第4号様式）

8 補助金の支払い

(1) 事業報告

事業完了（工事完了後の試運転や施工業者への支払いも全て完了）後、10日以内又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する。

(2) 提出書類

- ・実績報告書（第5号様式）
- ・原則として、契約書、発注書・請書等、納品書、請求書、振込明細書、領収書、事業

の完了及び最終事業費を確認できる写真等
※ただし、申請時に提出済みのものは除く。

(3) 事業完了検査

実績報告書の提出があった場合は、すみやかに補助事業完了検査を行い、検査に合格したものについて、補助金額を確定し、支払手続を行う。

9 消費税について

- ・ 交付申請時には、補助金に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額）を減額して申請すること。